

弔慰金・先進医療プラン

先進医療特約コース

保障内容



被共済者が責任開始日以後に死亡した場合にお支払いします。責任開始日からその日を含めて1年以内に、共済金支払事由が発生した場合には、共済金額を50%減額してお支払いします。

弔慰金



被共済者が責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気により先進医療による療養を受けた場合、先進医療による技術料と同額の共済金を限度としてお支払いします。

先進医療共済金

※先進医療共済金は支払限度額に達したとき消滅となります

すでにご加入のプランに関わらずお申し込いただけます

弔慰金・先進医療プラン

1人3口までご加入いただけます

月額共済掛金：1,000円

	60～64歳 保障額	65～69歳 保障額	70～74歳 保障額	75～79歳 保障額	80～84歳 保障額	85～89歳 保障額
弔慰金	570,000円	330,000円	170,000円	100,000円	60,000円	35,000円
先進医療共済金(限度額)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

総合保障
プラン

青春共済
プラン

入院重点保障
プラン

にご加入の方は、先進医療特約コースにもご加入いただけます!

先進医療特約コース

1人3口までご加入いただけます

月額共済掛金	70円	90円	120円	230円	250円
	15～59歳 保障額	60～64歳 保障額	65～69歳 保障額	70～74歳 保障額	75～79歳 保障額
先進医療共済金(限度額)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円

共済金をお支払いできない主な場合

- 責任開始日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した病気を原因とする場合(ただし、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後には受けた療養を除きます)
- ご契約者または被共済者の故意または重大な過失(ただし、責任開始日からその日を含めて2年を経過した日以後の自殺を除きます)
- 共済金受取人の故意または重大な過失
- 被共済者の犯罪行為
- 被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被共済者が酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争その他の変乱
- 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因のいかなる場合も問いません)
- 被共済者の薬物依存

※当組合は事業協同組合であり、本共済については保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はなく、当組合が破綻した場合の保険契約移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。

※ご契約者が負担する共済掛金は、所得税控除(保険料控除)の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。

※このパンフレットは「定期医療共済」の概要を説明したものです。ご加入の際には重要事項説明書を必ずご一読いただき、内容をご確認のうえお申込みくださいますようお願いいたします。本共済の保障内容・条件等の詳細につきましては、ご加入後に送付される「定期医療共済約款」を十分ご確認ください。なお、ご不明な点につきましては、当組合までお問合せください。

SPC 共済協同組合

<http://spckyouasai.org/>

お問合せ先

(事務局)

〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-1-33 SPC GLOBALビル5F

TEL 03-6418-0513

FAX 03-6418-0514

受付時間
9:30～17:30
土・日・祝日を除きます